

指定(介護予防)訪問看護重要事項説明書別紙

令和6年6月1日現在

○サービス内容

・ 症状、障害の観察 ・ 清拭、洗髪等による清潔の保持 ・ 褥瘡の予防、処置・カテーテル等の管理 ・ リハビリテーション ・ その他医師の指示による診療の補助	・ ターミナルケア ・ 認知症患者の看護 ・ 療養生活や介護方法の指導 ・ 食事、排泄等日常生活の世話
--	---

○利用料金

●介護保険サービス利用の場合（下記の表は1回当たりの自己負担(1割負担)です。利用料金は保険証に記載された給付率によります。）

介護保険対象一割自己負担額

基本的な利用料

その他の利用料

職種・利用時間によって利用料が異なります。1回当たりの自己負担額です。

訪問看護師の場合		
30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分
介護 504 円 予防 483 円	介護 881 円 予防 850 円	介護 1,207 円 予防 1,166 円

サービス種類	金額	備考
初回加算（Ⅰ）	321円	月額(初回利用時)
初回加算（Ⅱ）	375円	月額、初回利用時が病院・診療所等から退院日の場合
緊急時訪問看護加算	642円	契約している場合
退院時共同指導加算	642円	退院(所)につき1回又は2回、初回加算と併算定不可
特別管理加算（Ⅰ）	535円	月額(特別な管理が必要な利用者に対して)
特別管理加算（Ⅱ）	268円	
夜間加算・早朝加算	25%増	夜間(午後6時から午後10時まで)／早朝(午前6時から午前8時まで)
深夜加算	50%増	深夜(午後10時から午前6時まで)
複数の看護師等による訪問看護	(30分未満) 272円 (30分以上) 430円	同時に複数の看護師等により訪問看護を行った場合
ターミナルケア加算(要介護のみ)	2,675円	
死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合		

・ 死後処置料…10,000円(ご自宅を訪問して、死後の処置を看護師が行った場合)

介護保険外自己負担額

●医療保険サービス利用の場合（利用料金は保険証に記載された給付率によります。）

医療保険対象自己負担額	サービス種類		金額
	訪問看護基本療養費	週3回まで	5,550円
		週4回以降	6,550円
	管理療養費	月の初日	7,670円
		2日目以降	3,000円
	24時間対応体制加算		6,800円
	退院時共同指導加算(1月につき)		8,000円
	ターミナルケア加算		25,000円
	緊急訪問看護加算		2,650円
	夜間訪問看護加算(午後6時から午後10時まで)		2,100円
	早朝訪問看護加算(午前6時から午前8時まで)		
	深夜訪問看護加算(午後10時から午前6時まで)		4,200円
	難病等複数回訪問加算	2回/日訪問	4,500円
		3回以上/日訪問	8,000円
	複数名訪問看護加算(訪問する職員の職種によって料金が異なります。)		4,500円／3,800円／3,000円
医療保険外自己負担額			
・ 交通費…100～200円(訪問1回毎)			

※その他適応となる加算については、適時説明・同意をいただきます。